

働く人と組織の健康を創る

産業保健看護 専門家制度

産業保健看護専門家制度とは

日本産業衛生学会産業保健看護専門家制度は、産業保健看護職の専門制度として以下の目的を果たすべく2015年に設立されました

設立の目的

産業保健の目的を達成するために産業保健チームの一員として、質の高い産業保健サービスを提供できるように、産業保健領域の保健師および看護師の実践能力の育成および質を担保する。

産業保健領域の保健師および看護師が、自律して継続的に自身の実践能力を高めていくための継続教育支援を行う。

公益社団法人 日本産業衛生学会
産業保健看護専門家制度委員会

日本産業衛生学会 産業保健看護専門家制度委員会 事務局
〒331-0815 埼玉県さいたま市北区大成町 4-523-3 佐藤企画内
Tel : 048-706-7196 Fax : 048-671-1796
E-mail : senmonkaseido@ab.auone-net.jp



産業保健看護専門家制度の目指すところ ～ 制度立ち上げから現在、そして未来へ～

本制度の立ち上げから現在の制度運用に関わっておられる方々にお話を伺いました。



中谷 淳子

産業保健看護専門家制度
委員会 委員長

1. 本制度の成り立ち

本制度は、産業看護部会が運営する登録産業看護師制度としてスタートしました。当時は「産業保健看護職」がまだまだ浸透していない時代でありました。旧制度開始から約20年弱が経過しようとしているにも関わらず、実力アップコースまで到達する方が出てこないという背景のもと、成長の過程が見える制度が必要となり、検討を始めたのが本制度です。看護の専門制度ということで学会として専門医と同じ様に位置づけていく必要があり、産業医や医師、産業歯科医など「多職種」にも入っていただき、新しい時代のニーズに合ったグローバルな産業保健看護職をどのように育成するべきかを話し合いました。産業保健看護職という職能をどう生かし、専門家としてどう育成していくか、更には安定した制度設計、運営の面も含めて議論をし、細部にわたる規約にする詰めは、沢山の執行メンバー（産業保健看護職）による努力の賜物です。(五十嵐)



掛本 知里

産業保健看護専門家制度
委員会 前委員長

2. 本制度の特徴

本制度はラダーが明確になっており、ラダーに応じて専門職としての質を担保するものです。実践力や研究的視点、社会貢献への意欲など、総合的でバランスのとれた産業看護実践者の育成を支援することを目指しています。産業保健看護の専門家として一定のレベルを保証するための認定試験があり、試験に合格した者が「産業保健看護専門家（保健師）」「産業保健看護専門家（看護師）」を名乗ることができます。大手の企業では人事の育成プログラムに本制度を組み込むところも増えています。(次項、オリンパス株式会社参照) 会社や社会で活躍、貢献できる産業保健看護専門家を増やし、育成することは産業保健の未来においてもとても重要です。(中谷)

専門家認定試験の受験審査要件に研究（学会発表）がありますが、研究は日頃の業務を見直し評価する意味でも重要です。研究をまとめるプロセスは、実務のプロセスとも繋がり非常に勉強になり実力もつきます。旧制度から移行する際、業態による受講内容の偏りや社会情勢によって学ぶべきことが変わる状況の中で外形的に細かく枠組みを作りました。例えば、新型コロナウイルスの感染拡大により、感染症が産業保健の中心的課題になるとは誰も考えていませんでした。世の中が変われば、産業保健看護職が学ぶべきことも変わるわけで、その様な柔軟性がこの制度に入ったことは、とても有意義であったと感じます。(掛本)

産業保健看護職が社会貢献をする意識づけも大事です。学会運営に参加することが社会貢献として認められるのもすごく大きいと思います。企業の視点からも会社や社会に貢献できる質の高い専門家の雇用、育成をすることは大変意義あることだと思います。(中谷)

社会貢献は専門家としての役割がきちんと評価され、社外のネットワークも広がる貴重な機会だと思います。(五十嵐)

社会貢献で学会のボランティアとして参加、上級専門家で専門家試験の試験官となるなどの場面で、これまで会うことのなかった優秀な、やる気のある産業保健看護職に出会う機会を得ることができたとの声を聞いています。(掛本)



五十嵐 千代

日本産業衛生学会
産業保健看護部会
部会長 理事

3. 本制度の課題と展望

研究（学会発表）へのハードルが高いという声を聞きます。研究的な視点でクリティカルに物事を考えることは専門家としての質の向上につながります。研究においては会社内でのデータの取り扱い、公開などに制限がある場合もあると思いますが、文献レビューや業務の活動発表・実践報告を構造的に文章にまとめることで研究のハードルを少し下げることがもできます。産業保健看護部会の研究サポートデスクもありますので是非活用してください。時代や環境の変化に伴い、産業保健看護職もICTスキルをあげる必要性や健康経営の観点から経営的な視点、会社組織への関わり等に関する側面も考えていかなければなりません。また、世の中の変化にあわせた産業保健看護職の「コンピテンシー」を進化させることも重要です。(五十嵐)

多くの産業保健看護職が本制度に関わって欲しいと強く思っています。産業保健看護職が社員や会社に対してどのくらい貢献できているのか示すことも大事で、一般の社会にも産業保健看護というものをPRできるように私たち専門職全体で働きかけていくことができれば良いと思います。(掛本)

本制度がより発展的に社会に貢献できる制度となり、社会的にも認知が高まることで産業保健看護職の役割が社会に広く認められる存在になると思います。保健師の皆様はもちろんのこと、看護師の皆様も産業保健看護職としての実践力向上のために、是非本制度に入りたいと思います。産業保健看護職の活動が発展し続けるために、本制度を通してその後押しをしたいと思っています。(中谷)

産業保健看護専門家として活躍している看護職

渡辺 絵里さん

株式会社メディヴァ
専門家（保健師）

私が本制度に登録したきっかけは、かねてより外部機関において産業保健活動をする立場から自身の保健師活動の質を最低限担保したいという思いから参加しました。専門家を取得後は産業保健看護専門家としての責任と自覚をもちながら活動する後ろ盾となっております。また継続研修は学会・研修会への参加の後押しや最新知見をアップデートできる機会、研修で得たものは自身の自己研鑽・資質向上だけでなく、社内・社外の保健師の勉強会や担当企業様の課題解決へ活かしております。今後は、産業保健サービスが密に行き届かない全国に点在する中小規模事業所へ実効性のあるサービスの実現ができればと考えております。

私が本制度に登録したきっかけは、かねてより外部機関において産業保健活動をする立場から自身の保健師活動の質を最低限担保したいという思いから参加しました。専門家を取得後は産業保健看護専門家としての責任と自覚をもちながら活動する後ろ盾となっております。また継続研修は学会・研修会への参加の後押しや最新知見をアップデートできる機会、研修で得たものは自身の自己研鑽・資質向上だけでなく、社内・社外の保健師の勉強会や担当企業様の課題解決へ活かしております。今後は、産業保健サービスが密に行き届かない全国に点在する中小規模事業所へ実効性のあるサービスの実現ができればと考えております。

大渡 聡子さん

西部ガスホールディングス株式会社
上級専門家（保健師）

産業保健の職歴が長くなっても、日々、知識の習得や更新が必要だと感じます。よりよい産業保健サービスの提供のためのひとつの方法として、この制度に沿って研鑽を積んでいくことが、役立つものと考えます。この制度では学会参加や学会発表も必要要件となっておりますが、学会の参加は同じような悩みや問題意識を抱えている人との出会いや、解決のヒントがあり、視野が広がる体験につながります。特に発表は自社の取り組みを文章化し、見せる資料を作ることが求められます。社外で発表したことで得られる気づきは会社の取り組みへのフィードバックにつながりました。今後も資格を継続できるよう研鑽を積み、社会や職場への貢献につなげたいと思っています。

産業保健の職歴が長くなっても、日々、知識の習得や更新が必要だと感じます。よりよい産業保健サービスの提供のためのひとつの方法として、この制度に沿って研鑽を積んでいくことが、役立つものと考えます。この制度では学会参加や学会発表も必要要件となっておりますが、学会の参加は同じような悩みや問題意識を抱えている人との出会いや、解決のヒントがあり、視野が広がる体験につながります。特に発表は自社の取り組みを文章化し、見せる資料を作ることが求められます。社外で発表したことで得られる気づきは会社の取り組みへのフィードバックにつながりました。今後も資格を継続できるよう研鑽を積み、社会や職場への貢献につなげたいと思っています。

竹内 幸子さん

ヤフー株式会社
上級専門家（看護師）

産業保健看護職としての知識を深めスキル向上のために旧制度から研鑽を積み、制度移行後も研修参加や社会貢献活動にも継続して取り組んでいます。専門家制度は産業保健に必要な知識、技術、問題解決能力を高めるための仕組みが整えられており、専門職としての成長機会であり、キャリアアップの指標にもなっています。また、継続教育や学会活動を通して社外の産業保健看護職との交流機会が増え、情報交換をするなかで自身の考えの整理や視野の広がりを持つことができ、UPDATEした情報を自社の産業保健活動に活かすことができています。今後も労働者個人だけでなく会社や組織のコンディション向上に貢献できるよう専門家制度を通して研鑽を重ねたいと思います。

産業保健看護職としての知識を深めスキル向上のために旧制度から研鑽を積み、制度移行後も研修参加や社会貢献活動にも継続して取り組んでいます。専門家制度は産業保健に必要な知識、技術、問題解決能力を高めるための仕組みが整えられており、専門職としての成長機会であり、キャリアアップの指標にもなっています。また、継続教育や学会活動を通して社外の産業保健看護職との交流機会が増え、情報交換をするなかで自身の考えの整理や視野の広がりを持つことができ、UPDATEした情報を自社の産業保健活動に活かすことができています。今後も労働者個人だけでなく会社や組織のコンディション向上に貢献できるよう専門家制度を通して研鑽を重ねたいと思います。

専門家制度活用企業のご紹介

大橋 宏樹様

オリンパス株式会社
人事EHS健康推進 マネジャー

オリンパス(株)では、主要な国内拠点・グループ会社に看護職が常駐し、従業員の健康サポートにあたっています。本業務を遂行する看護職が、継続的に質の高いサポートを提供するには、専門知識の向上が欠かせません。弊社では、産業保健看護専門家制度を看護職の専門レベルを測る一つの指標とし、登録者・専門家・上級専門家の取得についての褒賞と人材記録への登録など、看護職の人材育成において積極的に活用し、各メンバーが自主的に取得に向けた取組みを進めています。2022年12月時点の認定保有者（国内グループ会社合計）は、登録者9名、専門家4名、上級専門家1名となり、引き続き認定保有者の拡大を推進します。

オリンパス(株)では、主要な国内拠点・グループ会社に看護職が常駐し、従業員の健康サポートにあたっています。本業務を遂行する看護職が、継続的に質の高いサポートを提供するには、専門知識の向上が欠かせません。弊社では、産業保健看護専門家制度を看護職の専門レベルを測る一つの指標とし、登録者・専門家・上級専門家の取得についての褒賞と人材記録への登録など、看護職の人材育成において積極的に活用し、各メンバーが自主的に取得に向けた取組みを進めています。2022年12月時点の認定保有者（国内グループ会社合計）は、登録者9名、専門家4名、上級専門家1名となり、引き続き認定保有者の拡大を推進します。

専門家制度活用への期待

東 敏昭先生



一般財団法人西日本産業衛生会 特別顧問
産業医科大学前学長 顧問 名誉教授

日本産業衛生学会の産業看護部会が平成4年に発足し、産業看護の専門性と技能向上のための研修・教育が準備、開設され、着実に実績を積み重ねてこられました。私は同時期から産業衛生専門医制度に関ってきましたが、部会を牽引された方たちの質の高い産業看護サービスの質の向上と、意義の浸透、会員への啓発にける熱意と努力に敬服していました。現在は産業保健看護専門家制度に発展し、職能集団としての評価に耐える研修制度を備え、産業保健サービスにおける多職種連携の最前線にある重要な専門職として制度的に位置づけが期待されます。常に社会における存在意義を考え、必要な職責を果たすための研鑽を重ね、質の向上を図っていただければと思います。

日本産業衛生学会の産業看護部会が平成4年に発足し、産業看護の専門性と技能向上のための研修・教育が準備、開設され、着実に実績を積み重ねてこられました。私は同時期から産業衛生専門医制度に関ってきましたが、部会を牽引された方たちの質の高い産業看護サービスの質の向上と、意義の浸透、会員への啓発にける熱意と努力に敬服していました。現在は産業保健看護専門家制度に発展し、職能集団としての評価に耐える研修制度を備え、産業保健サービスにおける多職種連携の最前線にある重要な専門職として制度的に位置づけが期待されます。常に社会における存在意義を考え、必要な職責を果たすための研鑽を重ね、質の向上を図っていただければと思います。

産業保健看護専門家制度の概要

登録者

産業保健看護活動の将来を担うための基盤となるものを形成する

産業保健看護分野の業務を担当するのに必要な最小限の知識、技術、問題解決能力を有していると学会が認定

- ◇登録者認定試験を年1回実施
- ◇受験資格は保健師、第一種衛生管理者免許を保持する看護師であれば、だれでも受験可能
- ◇ただし、合格後の名簿登録の際には日本産業衛生学会の正会員である必要がある



専門家

個々の活動を充実させることで、産業保健看護活動の質を向上させる役割

産業保健看護分野の業務を担当するのに必要な知識、技術、問題解決能力が一定水準にあると学会が認定

- ◇専門家認定試験を年1回実施
- ◇受験資格は委員会が認定した基礎研修の受講など既定の要件を満たしており、受験資格審査を合格したものが受験可能

上級専門家

産業保健看護活動の発展のため、産業保健看護活動を牽引していく役割

産業保健看護分野において卓越した判断力や複雑な状況に対応する能力があり、産業保健看護職全体の資質の向上に貢献する能力を有すると学会が認定

- ◇上級専門家認定審査を委員会にて随時実施
- ◇審査は専門家として登録後5年以降の実務経験もしくは実践活動があり、継続研修の受講など既定の要件を満たしているものが審査可能

★産業保健看護専門家（保健師）・産業保健看護専門家（看護師）制度 登録要件

- ・登録者、専門家、上級専門家は日本産業衛生学会に入会しており、学会員資格が継続していること（年会費の未納が無いこと）
- ・専門家、上級専門家は登録後5年ごとに更新が必要
- ・詳細はホームページをご参照ください



https://www.sanei.or.jp/hokenkango/about/examination_registration_tourokuyouken/index.html

森 晃爾先生

日本産業衛生学会理事長
産業医科大学産業生態科学研究所
産業保健経営学教授

◎Message

仕事の内容にも、組織と人の関係にも、大きな変化が生じている今、働く人の健康を支援する産業保健には正解がありません。日々の活動の中で考え、ベストと思われるサービスを提供していく必要があります。体系的な研修と経験に裏打ちされた産業保健専門家としてのアイデンティティが不可欠です。それを可能とする産業保健看護専門家制度への積極的な参加を期待いたします。

